

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定支援業務委託	No.5200658
工（納）期	令和9年7月31日	
契約締結日	令和7年8月6日	
契約金額	71,500,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社石本建築事務所 東京オフィス (法人番号：6010001010636)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定支援業務委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社石本建築事務所 東京オフィス 所在地 東京都千代田区九段南四丁目6番12号 代表者 オフィス代表 白井 俊明
特命理由	本件は、荒川区新庁舎の整備にあたり、庁舎整備の基本理念および整備にむけた新庁舎整備基本構想・基本計画の策定支援について委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件は、価格のみならず、履行能力や実績、提案内容等の様々な観点から、総合的に優れた事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行ったものである。 ② 上記業者は、8割を超える総合点を獲得しており、「荒川区新庁舎整備基本方針」やその他計画を十分に把握し、それらを関連付けた具体的な提案内容であったことが高く評価された。 ③ 二次審査では、熱意の感じられる説明であったとともに、質疑応答の中で懸念点やデメリットを踏まえた的確な回答をする等、信頼性を感じられる対応が高く評価され、区の狙いに沿った確実かつ適切な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)